

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 3 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

住宅明渡等請求に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年2月15日

足立区長 近藤 弥生

住宅明渡等請求に関する和解について

足立区は、区営住宅の使用料を滞納した相手方に対する住宅明渡等請求につき、下記により和解する。

記

1 相手方

足立区新田在住者

2 和解の要旨

別紙足立区営住宅明渡合意書案のとおり

足立区営住宅明渡合意書案

足立区（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、乙の母である故（以下、「丙」という。）が使用していた東京都足立区新田 所在の足立区営住宅「アパート」 号棟 号室（以下、「本件住宅」という。）の明渡しにつき、本日、以下とおり合意した。

1 甲と乙は、次の各号の事実を相互に確認する。

- (1) 昭和 58 年 6 月 16 日に東京都が丙に対し本件住宅の使用を許可し、丙が本件住宅の使用を開始した事実
- (2) 平成 7 年 4 月 1 日に甲が東京都から本件住宅に係る賃貸人の地位を承継した事実
- (3) 平成 20 年 7 月 17 日に丙が死亡し、丙の長男 が相続を放棄したことにより、乙が丙の唯一の相続人として丙の一切の権利義務を包括的に承継した事実
- (4) 平成 25 年 8 月 1 日に本件住宅に係る使用許可の取消処分がなされた事実
- (5) 同日後も現在に至るまで本件住宅内に残置された動産（以下、「本件残置物」という。）があり、本件住宅の明渡しが完了していない事実
- (6) 本件残置物は全て、丙の相続人である乙の所有である事実
- (7) 本件住宅の使用許可取消の前日までの使用料未払総額が 2,329,900 円である事実
- (8) 丙が本件住宅に関し差し入れた敷金が 43,800 円である事実

2 乙は、甲に対し、本日、本件残置物の所有権を放棄し、甲が本件残置物を如何様に処分しても異議がない。但し、本件残置物の処分費用は甲の負担とする。

3 乙は、甲に対し、本日、本件住宅を明け渡し、甲は、本件住宅の明渡しを受けた。

4 甲は、乙に対し、第 1 項(7)号の未払使用料の支払義務を免除し、乙は、甲に対し、同項(8)号の敷金返還請求権を放棄する。

5 甲と乙は、甲と乙との間には、本件に関し本合意書に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

以上の合意成立の証として本合意書 2 通を作成し、甲乙各自 1 通宛所持することとする。

平成 28 年 2 月 16 日

東京都足立区中央本町一丁目 17 番 1 号

(甲) 足立区

区長 近藤 弥生

東京都新宿区歌舞伎町一丁目 1 番 17 号

エキニア新宿 9 階 東京みらい法律事務所

甲代理人 弁護士 若井 広光 (印)

東京都足立区新田

(乙) _____ (印)